

大阪市北区西天満5丁目2番18号  
株式会社エコ関西 代表取締役 末川 吉則 様

大阪府知事 吉村 洋文

特定商取引に関する法律第8条第1項の規定に基づく訪問販売に関する業務の  
停止命令及び同法第7条の規定に基づく訪問販売に関する指示について

貴社は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下、「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）を行うにあたり、法第3条第1項及び法第6条第1項に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められる。

したがって、貴社に対し、法第8条第1項の規定に基づき、下記1(1)のとおり貴社の行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨の命令を行い、かつ、法第7条第1項の規定に基づき、下記1(2)のとおり指示を行い、併せて同条第2項及び法第8条第2項の規定に基づき、当該命令及び指示をした旨を公表する。

本命令に従わない場合には、法第70条及び第74条の規定により、貴社が3億円以下の罰金に、違反行為者が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあるので留意されたい。また、本指示に従わない場合には、法第71条及び第74条の規定により、貴社が100万円以下の罰金に、違反行為者が6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあるので留意されたい。

記

1 処分の内容

(1) 業務停止命令

貴社は、令和2年3月19日から令和2年6月18日までの間、訪問販売に関する業務の内、次の業務を停止すること

- ア 食品を除く商品の売買契約の締結について勧誘すること
- イ 食品を除く商品の売買契約の申込を受けること
- ウ 食品を除く商品の売買契約を締結すること

(2) 指示

- ア 法第3条に違反する氏名等不明示（勧誘目的の不明示）及び法第6条第1項第1号に違反する不実の告知を行っていた。かかる行為は、法の禁止するところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上で検証し、その検証結果について、令和2年3月19日までに大阪府知事宛てに文書にて報告すること
- イ 前記違反行為の再発防止に向けた、再発防止策を構築し、これを本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、大阪府知事宛てに文書にて報告すること

2 処分の根拠となる法令の条項

法第7条第1項及び第8条第1項

### 3 処分の原因となる事実

#### (1) 法の適用

貴社は、大阪市北区西天満5丁目2番18号に本店を置き、個人を対象に、約3か月の期間限定で「エコショップ」と称する宣伝講習販売会場（以下「エコショップ」という。）を開設し、エコショップにおいて商品の売買契約の締結を行っている。エコショップは、販売対象となる商品が陳列され、消費者が自由に商品を選択できる販売形態ではなく、その販売形態は、新聞に折り込む等したチラシにより消費者に対してエコショップの開設を知らせ、エコショップに来場させた上で、従業員等が、商品に関連した健康に関する情報などとともに販売する商品について宣伝講習し、商品の売買契約の締結について勧誘するものであるため、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第1条第1号から第4号まで及び第6号に規定する営業所、代理店その他の主務省令で定める場所には該当しない。

したがって、貴社がエコショップにおいて行う商品の売買契約の締結は、法第2条第1項第1号に規定する訪問販売に該当する。

#### (2) 違反事実

貴社は、本件売買契約の締結に当たり、以下に記載した違反行為をした。

##### ア 氏名等不明示（勧誘目的の不明示）

貴社は、遅くとも平成28年12月以降、エコショップにおいて、「ウォーキングイオン棒」、「アイセファイブ」並びに「プチイオン棒」と称する3種類の電気マッサージ器（以下総称して「イオン棒」という。）及び「EPマルチプレート」と称するセラミック製の板状の機器（以下「マルチプレート」という。）を販売するに際し、「エコショップオープン記念で無料で食品をプレゼントする」旨や定時に開催する「健康講習会」を受講すれば、各種の食品を「特別価格100円」で購入できるなど、無料で食品をプレゼントする旨や安価な食品等を販売することを告げるのみで、当初から本件商品を販売する目的を有していたにも関わらず、本件商品、すなわち、高額の健康機器を販売する目的であることを消費者に告げずに契約締結の勧誘を行った。

これらの行為は、法第3条に規定する氏名等不明示（勧誘目的の不明示）に該当する。

##### イ 不実告知

貴社は、イオン棒については遅くとも平成29年1月以降、マルチプレートについては平成30年4月以降、エコショップにおいて、消費者との売買契約の締結について勧誘するに際し、下記のとおり、それぞれの商品について不実の告知を行った。

###### ①イオン棒

貴社は、イオン棒について、静電気除去コントロール機器であると称して、「特許を受けた製品」であり、「身体の不調の原因となる静電気を除去することにより、癌、認知症、内臓疾患、難病に効果がある」（以下「イオン棒の効果効能」という。）、などと口頭により消費者に告げていた。

しかし、実際には、イオン棒は、貴社から提出のあった特許公報に記載された「静電気軽減除去具」とは構造等が異なっており、特許を受けた製品とは認められないものであるため、「特許を受けた製品」というのは不実であった。

さらに、貴社から提出されたイオン棒の効果効能の裏付けとする資料は、合理的な根拠を示す資料とは認められないものであった。

## ②マルチプレート

貴社は、マルチプレートについて、「プレートの上にコップに入れた水を置いておけば、浄水器を使用した水より綺麗になり、化粧水としても使える」、「その水を使うことにより、子どものアレルギーが治る」などと口頭により告げる他、「テレビの前に置く 電磁波ブルーライトの悪影響を軽減します 脳神経を守るマイクログリアが守られます」、「パソコン・プリンターの下に敷く VDT症候群から守られます スマホ・ゲームなどから脳・目を守ります。」「敷き布団や枕の下に敷く 枚数分だけ濃い素粒子がチャージされます」などと記載されたマルチプレートの案内チラシを消費者に交付又は閲覧させる（以下「マルチプレートの効果効能」という。）などしていた。

しかし、実際には、マルチプレートは、セラミック製の板状の機器に過ぎないものであり、貴社から提出されたマルチプレートの効果効能の裏付けとする資料は、合理的な根拠を示す資料とは認められないものであった。

よって、貴社は、法第6条第1項第1号に規定する「商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項」について、不実のことを告げる行為をしたものと認められる。

## (3) 勧誘事例

本件違反事実は、以下の勧誘事例等により認定した。

### 事例1

消費者Aは、令和元年7月頃において、各種食品について「オープン記念無料プレゼント」や「特別価格 100 円」などと記載された新聞に折り込まれ各戸に配布されたエコショップの案内チラシをきっかけに、エコショップに来場した。Aは、エコショップではパンや味噌などの色々な食品を安く買えることから、食品がお得に買える上に、健康に関連する情報が得られるなら良いと思い、継続して週に3、4回は通うようになった。

Aは、継続して通ううちに、貴社の従業員Xより、マルチプレートについて、売買契約の勧誘を受けた。Xは、マルチプレートの売買契約を勧誘するに際し、Aをはじめとした会場に来場した消費者に対し、「プレートの上にコップに入れたお水を置いておけば、浄水器を使った水よりも綺麗になるし、その水は化粧水として使える」、「その水を使うことにより、子どものアレルギーが治ったりもしている」などと告げた。さらにXは、マルチプレートを沈めた水の入ったバケツのようなものに、足を入れておくと足の垢が落ちて、足が綺麗になる旨、エコショップ内においてAをはじめとした会場に来場した消費者に対して実演した。Xが勧誘時に告げたマルチプレートの効果効能を期待したAは、マルチプレートの売買契約を締結するに至った。

Aは、マルチプレートの売買契約締結後、さらに継続してエコショップに通っていると、イオン棒について売買契約の勧誘を受けた。勧誘に際し、貴社の従業員Y及びZは、エコショップにおいて、Aをはじめとした会場に来場した消費者に対し、イオン棒に関するビデオを見せた。その内容は、ベッドで寝たきりの高齢の女性が、イオン棒による施術を受けた後、外で歩いて買い物をしている様子などが映し出されたものであった。Y及びZは、そのビデオを見せながら、Aをはじめとした会場に来場した消費者に対し、イオン棒には、このビデオの高齢の女性を元気にしたような効果があり、癌や認知症に効果があるなどと告げた。Aは、Y及びZが勧誘時に告げたこれらの効果効能を期待し、イオン棒のうちアイセファイブの売買契約を締結するに至った。

## 事例 2

消費者Bは、平成 28 年 12 月頃において、各種食品について「オープン記念無料プレゼント」や「特別価格 100 円」などと記載された新聞に折り込まれ各戸に配布されたエコショップの案内チラシを見て、オープン記念で食品がプレゼントされることに誘引され、妻Cを連れてエコショップに来場した。Bは、エコショップでは食品がお得に買える上に、自身が内臓の持病を抱えていたため、健康に関連する情報が得られるならよいと思い、Cとともに頻繁に通うようになった。

BはCとともに、継続して通ううちに、貴社の従業員Yより、イオン棒について、売買契約の勧誘を受けた。勧誘に際し、Yはイオン棒について、とにかく体中に効く、認知症に効果がある、体内の毒素を取り除くことができる、内臓疾患に効果がある、またイオン棒の内、ウォーキングイオン棒は難病に効果があるなどと告げた。また、Yは、B及びCをはじめとした会場に来場した消費者に対し、イオン棒に関するビデオを見せた。その内容は、寝たきりの女性がイオン棒を使用することにより、元気になる内容であった。

Yから告げられた効果効能を期待したBは、アイセファイブを1セット（2本）購入し、Cと共用すればよいと考えたが、Yから「アイセファイブは他の人と使いまわすのはよくない」などと強く促された。これらの勧誘を受けた結果、Bは、最終的にウォーキングイオン棒1本、アイセファイブ 2セット（計4本）の売買契約を締結するに至った。

### (4) 結論

以上のとおり、貴社は、訪問販売を行うにあたり、法第3条に違反する氏名等不明示（勧誘目的の不明示）及び法第6条第1項第1号に違反する不実告知を行っていたことが認められる。

したがって、貴社には法第7条第1項に規定する「訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがある」と認定するとともに、法第8条第1項に規定する「訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(教示)

略